

8. 分野横断的な取組

1. 平和と人権の尊重された社会の実現

1. 人権身の上相談

人権侵害等の相談という特殊性により、相談件数自体は少ないが、令和4年度から令和7年度では13～15件の範囲で推移しており、一定数の需要がある。



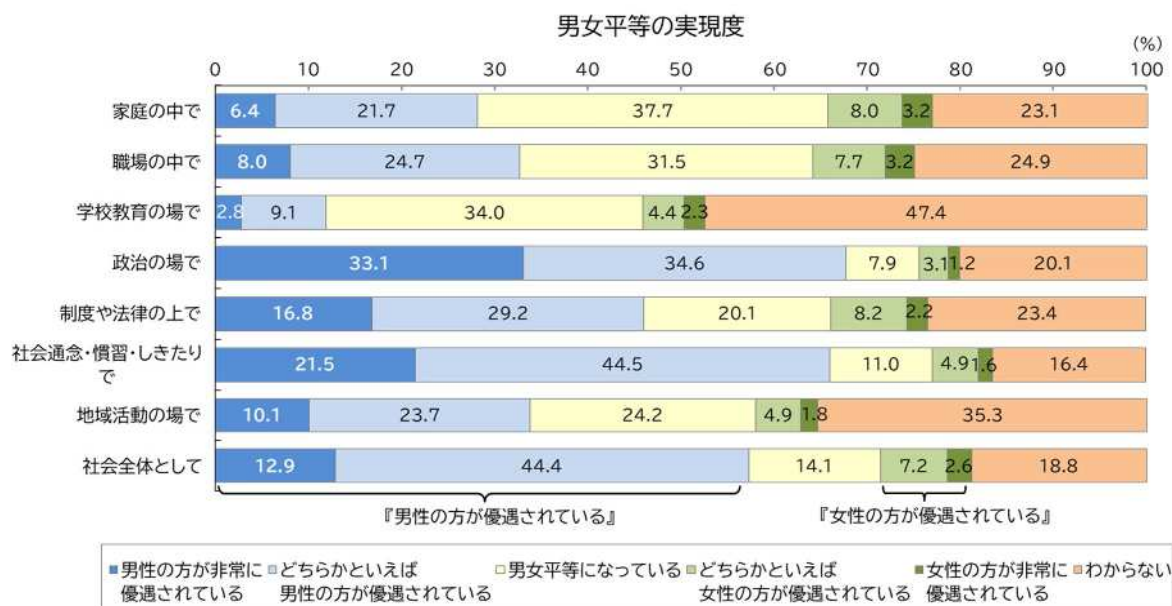
【人権身の上相談とは】

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、無料でいじめや差別などの人権侵害に関する相談を受けている。
相談日は、毎月第2・第4木曜日の午後1時から4時まで。相談場所は、区役所本庁舎4階「面接・相談室」。

2. ジェンダー平等の実現

1. 男女平等の実現度

「男女平等になっている」で最も高いのが、「家庭の中で」が37.7%、次いで「学校教育の中で」が34.0%、「職場の中で」が31.5%となっている。『男性の方が優遇されている』（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）分野をみると、「政治の場で」が67.7%、「社会通念・慣習・しきたりで」が66.0%と他の分野に比べ高くなっている。



1. 調査対象: 豊島区内在住の18歳以上の区民
2. 調査方法: インターネット調査(モニター調査)
3. 有効回収数: 815人

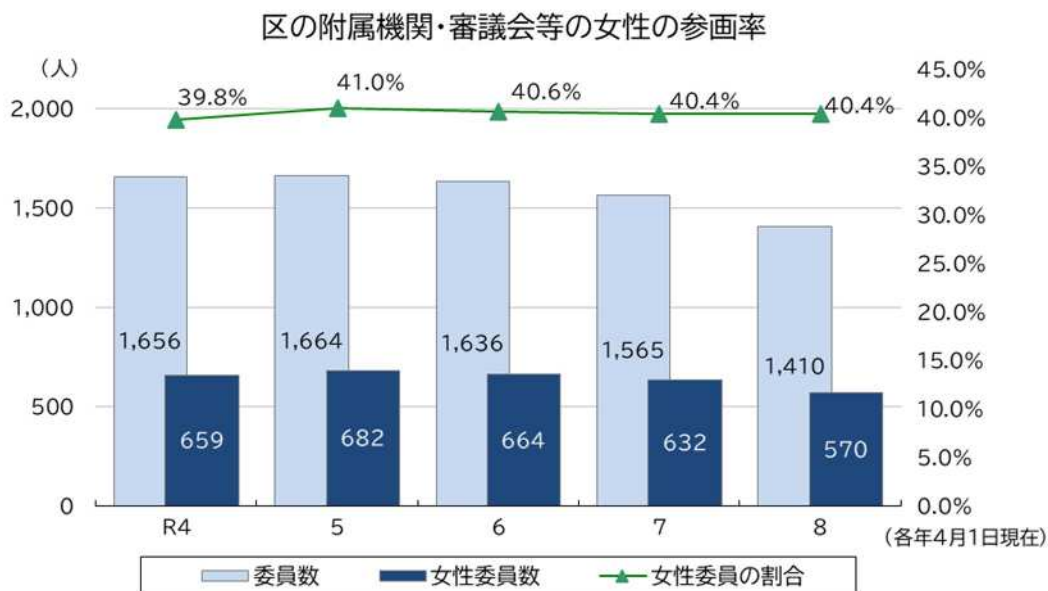
出典: 「令和7年度ジェンダー平等に関する住民意識調査」
(令和8年3月)男女平等推進センター

2. 附属機関・審議会等の女性の参画状況

「第4次としま男女共同参画推進プラン」計画初年度（平成29年度）における区の附属機関・審議会等の女性の参画率は25.6%であり、計画期間最終年度である令和3年度の目標値を40%としていた。

参画率は堅調に上昇し、令和5年度からは40%を超え、令和8年4月1日現在40.4%となっている。

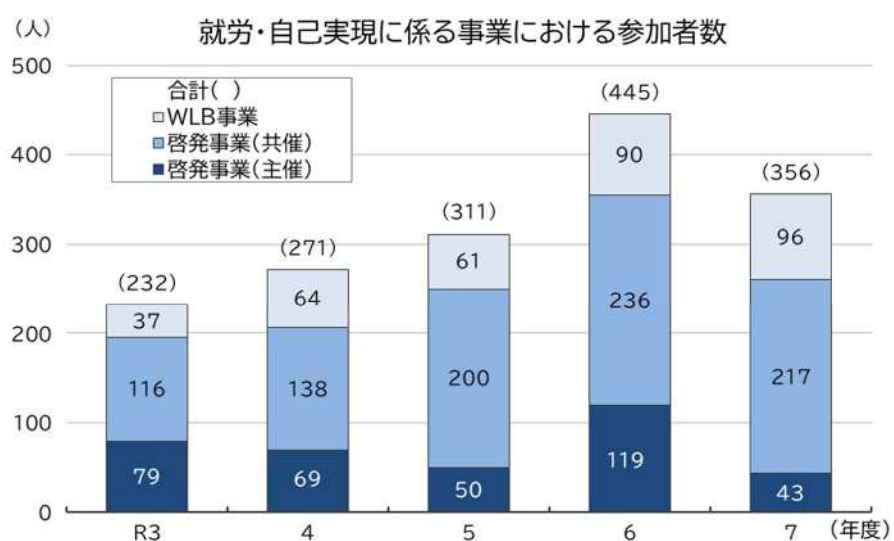
最終的には男女比率が同率となることが望ましいため、「第5次としま男女共同参画推進プラン」においては計画期間最終年度である令和8年度の目標値を50%としている。



出典:「審議会等設置状況調査(企画課)」

3. 就労・自己実現に係る事業における参加者数

就労・自己実現をテーマとする啓発講座やワークライフバランス推進事業の参加者数である。令和7年度は前年度に比べ参加者数が減少しているが、令和6年度は、定員数の多い豊島区男女共同参画都市宣言記念講演会を、自己実現に関するテーマで開催したことにより、参加者が多かったためである。



出典:事業概要(男女平等推進センター作成)

4. 男女平等推進センター（エポック10）相談室の相談状況

一般相談件数は、令和2年度が過去最高となって以降は減少傾向にあったが、令和7年度は前年度から168件増加している。相談内容は「生き方（こころ）」に関するものが最も多い。内、DVに関する相談は255件、子への虐待に関する相談（面前DVを含む）は142件となっている。

弁護士による「法律相談」、離婚に伴う共同親権等の法改正に伴い、相談需要が増加した。また、臨床心理士による「こころ相談」、カウンセラーによる「DV相談」は引続きニーズが高い。「男性専門相談」と「性自認・性的指向に関する専門相談（にじいろ相談）」は、令和6年7月に開設し、SNS等を活用した周知を行っており、男性相談の件数が増加している。

(1) 一般相談 ※来所相談は事前に連絡

月曜日～土曜日 午前9時～12時・午後1時～5時（毎月最終月曜日・年末年始・祝日を除く）

年度	R2	3	4	5	6	7
件数	2,307	1,904	1,760	1,425	1,641	1,809

・相談内容の内訳（令和7年度）					
DV相談以外 （複数回答）	1	2	3	4	合 計
	傾 聴	情報提供・助言	関連機関を紹介	他機関への対応依頼	
1 生き方（こころ）	1,093	76	6	1	1,176
2 夫婦・親子・男女	283	72	15	6	376
3 人間関係（仕事・暮らし）	366	44	6	0	416
4 からだ・性	152	5	0	0	157
5 その他	307	34	7	6	354
合 計	2,201	231	34	13	2,479

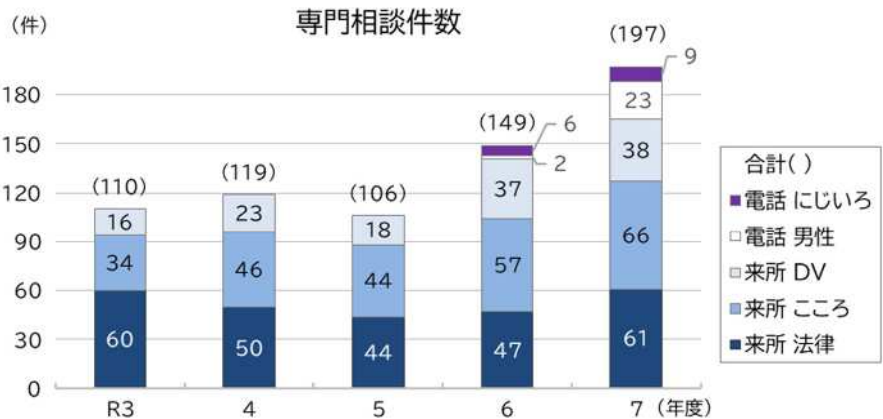
※1件の相談に複数の対応をした場合、それぞれの対応欄に計上しているため相談件数と相談状況の合計件数は一致しない。

DV相談	
DV相談件数	255
（うち未成年の子がいる）	168
（うち未成年の子へ虐待がある）	142

出典：事業概要（男女平等推進センター作成）

(2) 専門相談

- 女性の相談（来所）
 - ※予約制（相談希望月の前月初日から希望日前日午後5時まで受付）
ただし、DV相談については、当日午後7時30分まで予約可）
 - 法律相談：女性弁護士 2名
第1金曜日（午後1時30分～4時30分）
第3金曜日（午後6時～9時）
 - こころ相談：女性臨床心理士 2名
第2水曜日（午後1時30分～4時30分）
第3水曜日（午後1時30分～4時30分）
第4火曜日（午後6時～9時）
 - DV相談：女性カウンセラー 1名
第1水曜日（午後6時～9時）
第3火曜日（午後1時30分～4時30分）
- 男性専門相談（電話）
男女カウンセラー 2名
第2火曜日（午後5時30分～8時30分）
- 性自認・性的指向に関する相談〔にじいろ相談〕（電話）
専門相談員
第4金曜日（午後6時～9時）

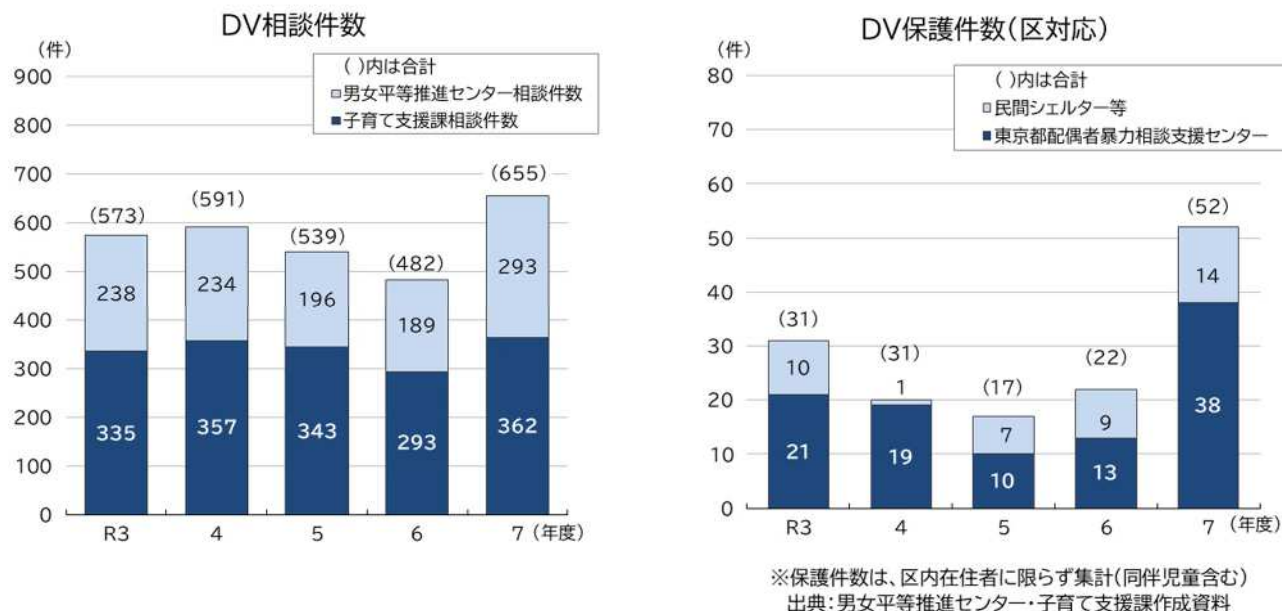


出典：事業概要（男女平等推進センター作成）

5. DV（ドメスティックバイオレンス）に関する相談・保護等の状況

本区の配偶者暴力相談支援センターは、平成 25 年 12 月の設置（機能整備）以降、DV の予防啓発及び被害者支援に取り組んできた。ここ数年、相談は減少傾向にあったが、令和 7 年度は相談件数が増加した。

また、被害者が抱える課題の複雑化により、支援が長期化していることから、DV 保護件数は緊急一時保護施設間の移動等による件数増となっている。



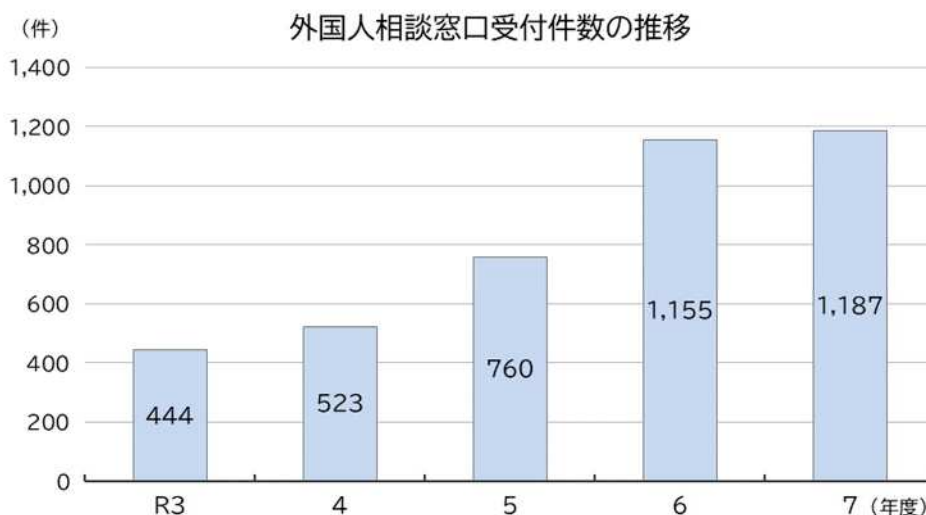
【DV(ドメスティック・バイオレンス)とは】

配偶者や恋人など親密な関係にある人からの「暴力」を言う。殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、無視する・怒鳴る・脅す・交友関係の監視・制限などの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要する性的暴力などがある。

3. 多文化共生の推進

1. 外国人相談窓口における相談件数

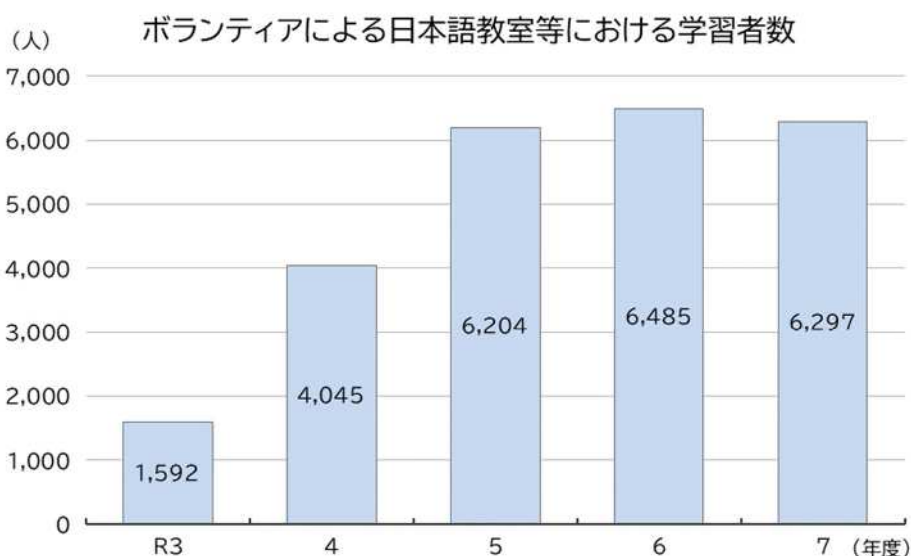
令和3年度に利用者が減少したものの、以後は豊島区の外国人住民登録数も徐々に増加しており、継続的に相談者は増加傾向にある。「区民による事業提案制度」により、言葉の壁や文化・生活習慣の異なる外国人が暮らしやすい環境づくりを目的として、令和6年7月から「外国人相談窓口」を開設したこともあり、特に令和6年度には相談者が増加した。相談の内容としては、庁内の手続きにおいて日本語の通訳を派遣して欲しいという相談が最も多く、次に、福祉や日本語学習に関すること、海外を含めた転出入などの相談が多い状況となっている。



出典: 多文化共生課・区民相談課作成資料

2. ボランティアによる日本語教室等における学習者数

外国籍住民等を対象とした日本語教室は、10団体12教室あり、内1教室が子どもを対象とし、大人から子どもまで学べる環境となっている。令和5年度から学習者が増え、会場の定員数や学習を支援するボランティア数の不足により、新規の学習者の募集を停止している教室もあり、ボランティア確保が急がれる。



出典: 生涯学習・スポーツ課作成資料

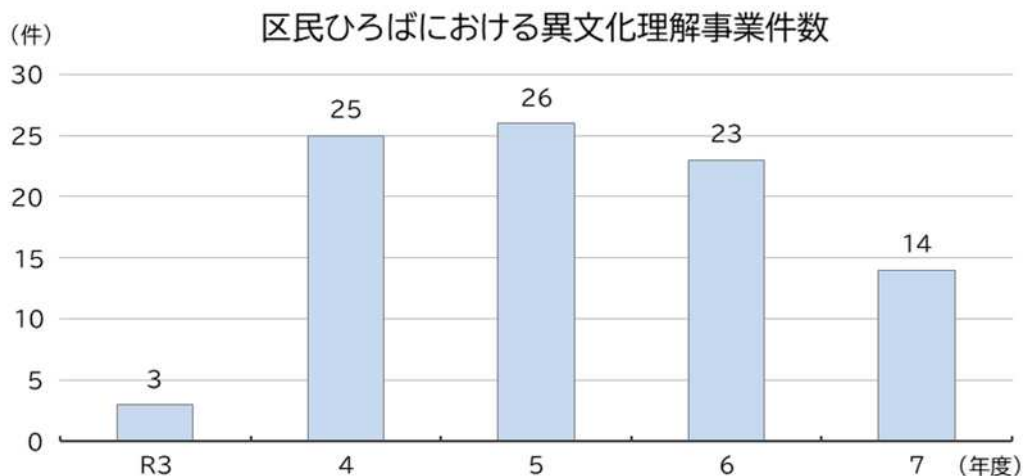
3. 区民ひろばにおける異文化理解事業の件数

令和2年度より開始した事業。令和3年度は新型コロナウイルスの影響により、令和3年4月25日～令和3年5月31日まで全館一時休館していたため、事業件数が少なかった。

令和4年度以降は新型コロナウイルス感染症対策を緩和したため、事業件数が増加した。

令和6年度は施設改修や移転に伴い休館の施設があったため、件数が微減した。

令和7年度は、全体の事業実施回数増加に対して異文化理解事業の件数は減少した。地域における異文化交流機会の定着化や多様化により利用者のニーズが変化したことが要因の一つであると考えられる。



出典: 地域区民ひろば課作成資料